

[要旨]

「宮中・府中の別」の解体過程 ——宮内省から宮内府、宮内庁へ——

瀬畑 源

本稿では、アジア・太平洋戦争敗戦後の天皇制改革の中で、天皇・皇族の活動を支える機関であった宮内省の官制の変遷を考察することによって、天皇という制度がどのようにして日本国憲法下に組み込まれていったのかを分析するものである。

戦前に皇室令に基づいて設置されていた宮内省は、「宮中・府中の別」にのっとり、独自の予算を運用し、政府からの独立性を保ってきた。しかし、敗戦後のGHQの改革によって、皇室財産が解体されて皇室予算はすべて国庫からの支給となり、天皇の政治的権限も剥奪された。これに沿って宮内省も縮小されて宮内府となり、敗戦時と比較して半数以上の部署が削減され、人員は約25%にまで縮小された。しかし、吉田茂首相などの尽力によって、宮内府には政府の統制が必ずしも及ばない余地が残された。

その後、昭和天皇の戦後巡幸での大量の予算使用の問題や日の丸掲揚問題をきっかけとして、GHQの民政局や片山・芦田首相のイニシアティブによって、さらなる組織改革と幹部の更迭が行われた。その結果、宮内府は宮内庁へと改組され、機関としての独立性を失い、「宮中」は「府中」に従属することとなった。その結果、宮内庁は内閣のコントロールの下に置かれることとなり、次第に天皇の政治利用を食い止めることができなくなっていった。天皇が「保守政治の従属変数」であった以上、宮内庁もまた政府の従属機関にならざるをえなかったのである。